

説明書【簡易公募型プロポーザル方式】

1 業務概要

(1) 業 務 名

ボールパーク民間活力導入可能性調査業務

(2) 業務（納入）場所

青森県庁ほか

(3) 業務の目的

本業務は、青森県総合運動公園に野球場を核として年間を通じた賑わいや交流を創出するボールパーク（※）を整備することに対し、民間活力の導入による整備等（建設、改修、維持管理及び運営並びにこれらに係る企画をいい、利用者に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）の可能性を検証するとともに、適切な事業手法を見出すことを目的とする。

（※）ボールパークの基本仕様は別紙 1 のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日（令和 7 年 8 月中旬予定）の翌日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(5) 提案上限額

13,341,900 円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号

青森県交通・地域社会部地域交通・連携課

TEL:017-734-9147（直通）

E-mail:kotsurenkei@pref.aomori.lg.jp

2 業務内容

資料 2「ボールパーク民間活力導入可能性調査業務委託仕様書（案）」のとおり。

3 技術提案書の提出者に必要な要件

技術提案書の提出者は、以下に示す要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件

参加表明書を提出する者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる資格を満たしている企業であること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 契約までの間に青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和５８年２月青森県規則第６号。）第５条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定され、第７条第１項に規定する有資格者関連業務名簿に登載されている者であること。

エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと、または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 青森県建設業者等指名停止要領（平成２年６月青監第６３３号）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

カ 所定の期限までに参加表明書の提出を行った者であること。

キ 過去１５年以内に、同種業務又は類似業務に関する実績を有する者であること。

（ア）同種業務

野球場のＰＰＰ／ＰＦＩ事業に関する可能性調査又はアドバイザー業務

（イ）類似業務

上記（ア）を除くスタジアム・アリーナ施設のＰＰＰ／ＰＦＩ事業に関する可能性調査又はアドバイザー業務

ク グループによる参加を認めるが、グループの代表者はウの要件を満たすものとし、県との契約は代表者が行うものとする。

ケ 複数のグループへの参加は認めないものとする。

（２）業務実績に関する要件

配置予定主任技術者は、過去１５年以内に策定された上記キに掲げる業務に関する１件以上の実績を有さなければならない。

（３）業務実施体制に関する要件

主たる業務の再委託は認めない。業務の一部を再委託する場合は、県の承諾を得ること。ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース及び資料整理などの簡易な業務を第三者に再委託する場合は、県の承諾を得なくてもよいものとする。

４ 提出物

（１）参加表明書

ア 提出期限

令和７年７月９日（水）１７時

イ 提出方法

持参または郵送（提出期限必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。）により「１業務概要」で示す担当部局へ１部提出すること。

ウ 提出書類

提出書類	規格	記載内容等
参加表明書（様式1）	A 4	・提出者の押印は不要。
参加表明者の概要（パンフレット等）	—	・概要が把握できるパンフレット等を提出すること。
参加表明者の実績（様式3）	A 4	・過去15年以内に受注した業務について2件まで記載すること。 ・委託契約書の写しを添付すること（上記が把握できる部分の写し）。
グループの構成（様式任意）	A 4	・グループで参加する場合は、各事業者の名称や所在地、担当する業務等を記載すること。
配置予定主任技術者の経歴等（様式4）	A 4	・過去15年以内に従事した業務について記載し、2件までとする。
配置予定主任技術者の業務実績（様式5）	A 4	・過去15年以内に従事した業務について記載し、2件までとする。 ・保有資格は資格者証の写し等を添付すること。
配置予定技術者の実施体制（様式6）	A 4	・予定する技術者全てについて、氏名、所属・役職、担当する業務を記載すること。

（2）技術提案書

ア 提出期限

令和7年7月28日（月）17時

イ 提出方法

持参または郵送（提出期限必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。）により「1業務概要」で示す担当部局へ正本1部と副本6部を提出すること。

ウ 提出書類

提出書類	規 格	記載内容等
技術提案書（様式2）	A 4	・提出者の押印は不要。 ・正本にのみ添付すること。
配置予定主任技術者等の配置状況（様式任意）	A 4 (1枚以内)	有資格者や類似業務経験者が把握できるよう表示すること。
業務の実施方針（様式任意）	A 4 (2枚以内)	業務の実施手順や業務工程などについて記載する。
特定テーマ（様式任意）	A 4 (4枚以内)	以下の2つのテーマについて記載する。 (1) ボールパーク整備検討会議報告書を踏まえた、民間活力の導入を検討する上で重視すべき視点と想定される課題及び解決策の提案 (2) 民間事業者の参入意欲調査の具体的手法の提案

費用積算（様式任意）	A 4 (1 枚以内)	・本業務に要する費用について、各業務の内訳が把握できるよう記載すること。
------------	----------------	--------------------------------------

エ 留意事項

- ① 文章を補完する必要がある場合は、写真、イラスト、イメージ図を使用することを可とする。
- ② 技術提案書に添付する資料については、具体的な社名や個人名等参加表明者を特定することができる内容は記載しないこと。
- ③ 本説明書の記載事項以外の内容を含む技術提案書、または本説明書で示した条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。
- ④ 資格要件を満たさない者の提出した技術提案書は無効とする。
- ⑤ 提出期限以降における提出書類の差替及び再提出は認めない。

5 説明書に関する質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和7年7月14日（月）17時

(2) 提出方法

事前に電話連絡した上で電子メールにより、「1 業務概要」で示す担当部局に質問書を提出すること（様式任意）。また、質問書には、担当窓口部署、氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年7月18日（金）までに電子メールにより全ての参加表明者に回答する。

6 審査及び特定

(1) 審査委員会の設置

審査委員会を設置し、技術提案書の内容についてヒアリングを実施し、次に定める評価基準に基づき審査を行い、最優秀提案者を特定する。

(2) ヒアリング

ヒアリングの際、提出した説明資料によりプレゼンテーションを行う。電子モニタ（HDMI 接続）を使用する場合は、ヒアリング当日使用する電子データおよび操作PCを持参すること。時間配分は、プレゼンテーション15分、質疑応答5分とする。

なお、ヒアリングの日程については、令和7年7月30日（水）を予定しているが、日程が決まり次第、別途参加表明者へ通知する。

(3) 評価基準

別紙2「審査基準及び採点基準」による。

(4) 審査結果の通知

ア 審査結果は、特定、非特定に関わらず提出者全員に書面により通知し、その概要を青森県交通・地域社会部地域交通・連携課ホームページにおいて公表する。なお、提案者名等については、特定された提案者のみ公表する。

イ 審査の結果、特定されなかった者は、通知が到達した日から起算して5日（県の休日を含まない。）以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。その求めに対する回答は、受理した日から起算して7日（県の休日を含まない。）以内に書面により行う。

7 契約等

（1）契約協議

特定された技術提案書に基づき、提案内容から大きく逸脱しない範囲において、仕様書案や経費等について最優秀提案者と協議し、合意を得られた後に提案上限額の範囲内で契約する。なお、最優秀提案者との協議において合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行う。

（2）契約条件等

青森県財務規則等関係規定に基づき随意契約とする。

（3）グループによる参加の場合

グループの代表者は、県との契約締結後速やかにグループの各社と下請契約を締結すること。

8 留意事項

- （1）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）書類の作成に用いる単位は、日本の標準時及び計量法によるものとする。
- （3）契約保証金は契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その納付を免除する。
- （4）参加表明書提出期限から見積りの提出までの間に青森県から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、非特定または特定の取消の手続を行うこととする。
- （5）参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- （6）参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- （7）提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、技術提案書は県の了解なく公表、使用してはならない。

- (8) 提出された書類は青森県情報公開条例（平成11年青森県条例第55号）の対象となり、同条例の規定に基づいて個人情報など非開示すべき箇所を除き、開示することがある。
- (9) 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (10) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの県の了解を得なければならない。

ボールパークの基本仕様について

1 ボールパークのコンセプト

「季節に応じて日常的に集い楽しめるボールパーク」

2 主な仕様

賑わいと交流の拠点としての効果の最大化を図る観点から、スケート場をボールパーク内に一体で整備する。

(1) 野球場

- ・公認野球規則に則った、プロ野球公式戦にも対応できるグラウンドの整備
- ・人工芝グラウンドの整備
- ・ナイトゲームが可能な照明の整備
- ・収容人数 15,000～20,000 人のスタンドの整備
- ・人工芝の屋内練習場の整備

(2) スケート場

- ・国際規格（60m×30m）に対応したスケートリンクの整備
- ・ニーズに応じた観客席の確保

(3) 野球以外のスポーツ

- ・多目的な芝生広場など多様なスポーツが楽しめるスペースの配置
- ・クライミング、ストリートバスケット、ランニング・ウォーキングコース等の配置

(4) 普段づかい

- ・屋内遊戯場など子どもたちが集えるスペースの整備
- ・イベント等を楽しめる施設の整備
- ・住民の日常利用だけでなくビジネス利用も可能な諸室の整備

※ 令和7年3月31日付けで公表したボールパーク整備検討会議報告書の内容を踏まえ、基本計画策定の検討を進めているが、計画策定の過程で、更に詳細を精査していくこととしている。

(別紙2)

審査基準及び採点基準

1 審査基準

大項目	小項目	評価のポイント	満点
1 業務経験	会社としての同種・類似業務の経験	会社として同種業務または類似業務の経験がある場合に評価する。	10
	技術者としての同種・類似業務の経験	業務主任者として同種業務または類似業務の経験がある場合に評価する。	10
2 実施方針	業務理解度	業務の背景と目的及び内容の理解度が高い場合に評価する。	15
	実施手順	業務の実施手順、業務工程は妥当性の高いものとなっている場合に評価する。	25
3 提案の内容	的確性	テーマの重要度及び難易度を考慮した提案となっていると認められる場合に優位に評価する。	15
	実現性	提案が具体的で実現性、妥当性を伴っている場合に評価する。	25
4 費用		費用については評価しないが、提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。	数値化しない
合計			100

2 採点基準

採点基準		配点
1 業務経験	同種業務が 1 件	10点
	類似業務が 2 件	10点
	類似業務が 1 件	5点
2 実施方針		15点満点/25点満点 (A～Eで評価)
3 提案の内容		15/25 A
		12/20 B
		9/15 C
		6/10 D
		3/5 E